200605

大原自治振興会の会議、事業等の実施に係るガイドライン

甲賀市「事業等の実施および市施設の貸館等に係るガイドライン　（改定版）（令和　2 年 6 月 1 日改定）に準拠して、大原自治振興会の事業等の実施に係るガイドラインを定める。
甲賀市のガイドラインの改訂に合わせて適宜、変更する。

1. 新型コロナウイルスの集団発生につながる3つの条件

（1）換気の悪い密閉空間（2）多数が集まる密集場所（3）間近で会話や発声をする密接場面

2. 実施要件

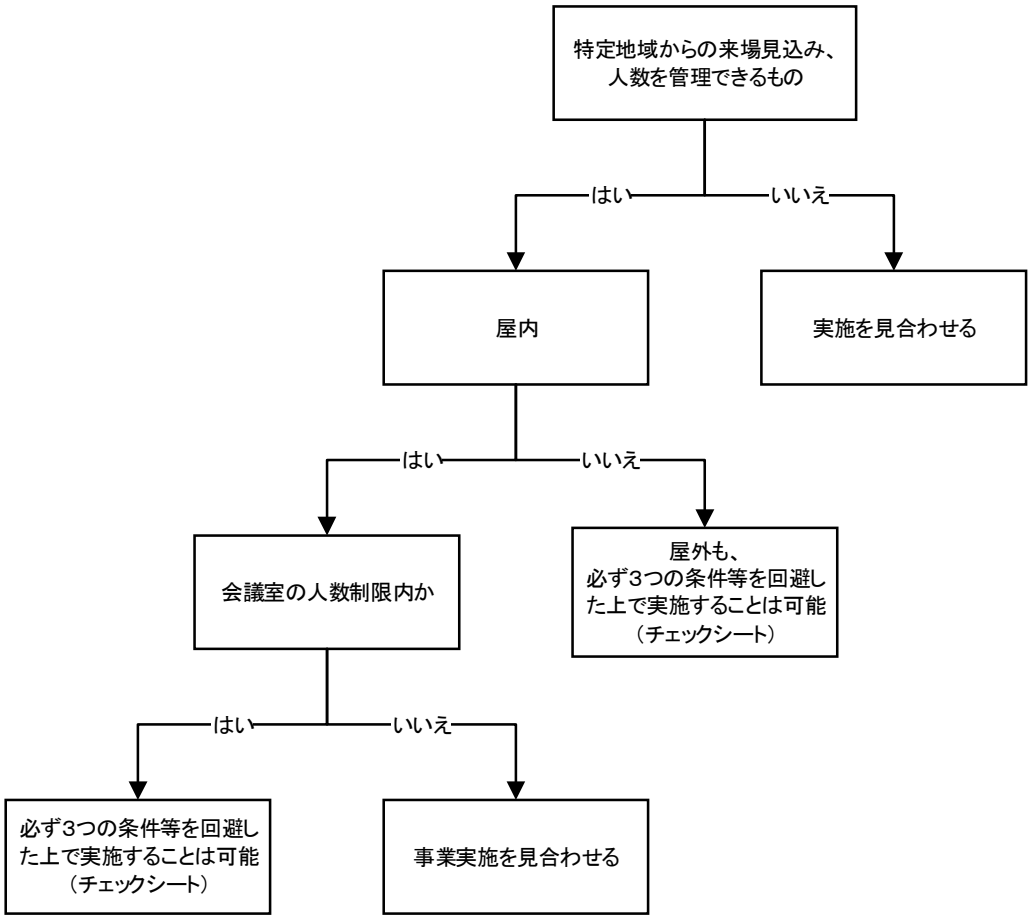

3. 会議室の人数制限

（収容人数の 50%以下で、椅子を配置して人の間隔をできるだけ2メートル以上（最低1メートル以上）とれる人数）

かふか生涯学習館

室名	収容人数	床面積	新しい生活様式対応人数
学習室1（1F）	24人	63m^2	12人
学習室2・3（1F）	48人	92m^2	24人
活動室4・スタジオ（1F）	5人	16m^2	―
活動室5（1F）	24人	39m^2	12人
活動室6（1F）	24人	39m^2	12人
活動室7（1F）	24人	38m^2	12人
研修室（2F）	200人	285m^2	100人
天体観測室（3F）	20人	69m^2	10人

大原自治振興会

室名	収容人数	床面積	新しい生活様式対応人数
第4会議室	14人	23.4m^2	7人
第5会議室	60人	118m^2	30人

4. 参加者の要件（案内文に記載する事項）

- ✓ 当日の発熱および咳症状がないこと。
- ✓ 濃厚接触者の経過観察期間に該当しないこと。
- ✓ 過去 14 日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をしていないこと。
- ✓ 過去 14 日以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がないこと。

なお、妊婦および糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患およびその他免疫力が低下している方には、不要な事業への参加を控えてください。

5. 参加者の準備品

- ✓ マスク
- ✓ 飲み物
- ✓ 筆記用具

6. 参加者の心得

- ✓ 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方には参加しない。
- ✓ マスクの着用する。
- ✓ 人の間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）以上 離れるようにする。
- ✓ 大声での発声を避ける
- ✓ 飲み物や筆記用具などは持参する

7. 事業等開催時に事務局がすべきこと

- ✓ 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方には参加を断る。
- ✓ 参加者が消毒用アルコール等により手指の消毒ができるよう、消毒液の確保が難しい場合には、会場に入る際に手洗いをしてもらうよう促す 。
- ✓ 屋内での催しについては、毎時2回以上を目安に施設内の換気を行う。
- ✓ できる限り事業等の開催時間を短縮して実施するよう心掛ける。
- ✓ 椅子の配置は、間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）以上 確保する。
- ✓ 大声での発声を避けるよう努める。
- ✓ 事業等を実施する場合は、感染者が発生した場合に濃厚接触者の確認をする必要があるため、参加者名簿（氏名や連絡先等）に記入してもらった上で参加してもらう。収集した名簿等個人情報は流出しないよう適切に管理し、1カ月間保管した後処分する。
- ✓ 参加者には、原則としてマスクの着用を呼びかける。 なお、マスクを着用している中、熱中症シーズンを迎えることから、今夏は、例年以上に水分補給をこまめにする等、熱中症予防に注意いただく 。（例えば、活動量の多い運動や作業をする場合には、対人距離を十分に確保し、屋内の場合には換気を十分に行う等、必ずしもマスクを着用しなくても感染リスクを十分に抑えられるような工夫を呼びかける。）
- ✓ 特定多数および不特定多数が手で触れる場所・物品は必要最小限とするようにし、例えば、ドアノブへの接触を避けるためにドアを開放するなど対応すること。また、各自の筆記具を利用するなどの対策を行うこと。飲み物は各自持参すること。
- ✓ 会場内において、手洗いが容易に行えるよう工夫し、参加者およびスタッフ等へのこまめな手洗いをお願いすること。
- ✓ 飲食が伴う行事については、多人数は避け、(1)対面ではなく横並びで座る。(2)食事中はそれに集中し、会話は控えるなど「新しい生活様式」の実践例を参考に開催すること。

7. 参加要件および対策に関する周知

事業等の参加者に関する要件や当日の対策を次のように周知すること。

(1)ホームページ、SNSなどによる事前のお知らせ

(2)当日の案内文に記載

(3)当日の口頭説明

事業等の実施および市施設の貸館等に係るガイドライン

事業等の実施および市施設の貸館等に係るガイドライン（改定版）

令和2年3月25日策定
令和2年4月3日改定
令和2年4月14日改定
令和2年5月18日改定
令和2年6月１日改定

１．新型コロナウイルスの集団発生につながる３つの条件

(1)換気の悪い密閉空間(2)多数が集まる密集場所(3)間近で会話や発声をする密接場面

２．事業等開催に係る基本的留意事項（国、県の取り組みに基づく）

(1) 「新しい生活様式」に基づく行動として、手指消毒やマスクの着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど基本的な感染防止策の徹底・継続を行う。

(2) 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方には参加を断る。

(3) 参加者が消毒用アルコール等により手指の消毒ができるようにしたり、消毒液の確保が難しい場合には、会場に入る際に手洗いをしてもらうよう促す。

(4) 屋内での催しについては、毎時２回以上を目安に施設内の換気を行う。

(5) できる限り事業等の開催時間を短縮して実施するよう心掛ける。

(6) 人の間隔をできるだけ２メートル（最低1メートル）以上確保する。

(7) 大声での発声や不特定の参加者間での会話を避けるよう努める。

(8) 飲食が伴う行事については、(1)対面ではなく横並びで座る。(2)食事中はそれに集中し、会話は控えるなど「新しい生活様式」の実践例を参考に開催する。

(9) 屋内で事業等を実施する場合は、感染者が発生した場合に濃厚接触者の確認をする必要があるため、氏名や連絡先を記入してもらった上で参加してもらう。

(10) 市が収集した名簿等個人情報は流出しないよう適切に管理し、１カ月間保管した後処分する。

(11) サークル活動や地域の会合等においても、極力、氏名や連絡先を主催者側で収集してもらい、適切に管理してもらった後１カ月後に処分してもらう。

(12) 参加者、利用者には、原則としてマスクの着用を呼びかける。なお、マスクを着用している中、熱中症シーズンを迎えることから、今夏は、例年以上に水分補給をこまめにする等、熱中症予防に注意いただく。（例えば、活動量の多い運動や作業をする場合には、対人距離を十分に確保し、屋内の場合には換気を十分に行う等、必ずしもマスクを着用しなくても感染リスクを十分に抑えられるような工夫を呼びかける。）

３．各状況下での事業等実施要件

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言解除後の取組み等

・政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年５月２５日変更）や滋賀

県の「コロナとのつきあい方滋賀プラン」（令和２年５月２９日）に基づき、緊急事態宣言解除後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととする。

≪イベント開催制限の段階的緩和の目安　その１　基本的な考え方≫

〇6月1日より、概ね3週間ごとに感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、階的に緩和を行う。

〇感染状況に変化がみられる場合は、目安の変更や必要な対策等を実施する。

〇8月1日以降については、国・県の方針に基づき改めて検討を行う。

期間		収容率	人数上限	備考
【移行期間(1)】6月1日～6月18日	屋内	５０%以内	１００人	・上限を超える事業・集会の開催は見合わせる。（許可しない。） ・必ず３つの条件が重なるリスクを回避した上で実施（許可）することも可能。
	屋外	十分な間隔(できれば2m)	２００人	
【移行期間(2)】6月19日～7月9日	屋内	５０%以内	１，０００人	
	屋外	十分な間隔(できれば2m)	１，０００人	
【移行期間(3)】7月10日～7月31日	屋内	５０%以内	５，０００人	
	屋外	十分な間隔(できれば2m)	５，０００人	

1）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

2）屋内で事業等を実施する場合は、氏名や連絡先を記入してもらった上で参加してもらうよう徹底する。

3）「新しい生活様式」に基づき感染防止策を徹底・継続する。

4）市内において感染者が確認された場合等、状況の変化があった場合は見直しを検討する。

≪イベント開催制限の段階的緩和の目安　その２≫

時期	コンサート等	展示会等	お祭り・野外フェス等	
			全国的・広域的	地域の行事
【移行期間(1)】6月1日～6月18日	○ 【100人又は50%】 （屋外200人） ※**密閉空間で大声**を発するもの、**人との間隔を十分確保できない**もの等は**慎重な対応**、管楽器**にも注意**	○ 【100人又は50%】 ※入場制限等により、**人との間隔を十分確保できない**もの等は慎重**な対応**	✕	△ 【100人又は50%】 （屋外200人） ※**特定地域**から来場を見込み、**人数を管理**できるものは**可**
【移行期間(2)】	○	○		○

6月19日～7月9日	【1,000人又は50%】 ※**密閉空間で大声**を発するもの、**人との間隔を十分確保できない**もの等は**慎重な対応**、管楽器**にも注意**	【1,000人又は50%】 ※入場制限等により、**人との間隔を十分確保できない**もの等は**慎重な対応**		※**特定の地域**から来場を見込み、**人数を管理**できるものは**可**
【移行期間(3)】 7月10日～7月31日	○ 【5,000人又は50%】 ※**密閉空間で大声**を発するもの等は、**厳格な ガイドラインによる対応**	○ 【5,000人又は50%】 ※入場制限等により、**人との間隔を十分確保できない**もの等は**慎重な対応**		

※収容率と人数上限でどちらか小さい方を目安とする。他の場合も同様。

≪外出自粛の段階的緩和の目安≫

期間	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間(1)】 6月1日～6月18日	○ ※**一部首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、北海道**との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に	△ **※観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保**
【移行期間(2)】 6月19日～7月9日	○	△ **※観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保**
【移行期間(3)】 7月10日～7月31日		

４．事業等の参加者に関する要件

（１）当日の発熱および咳症状がないこと。

（２）濃厚接触者の経過観察期間に該当しないこと。

（３）過去14日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をしていないこと。

（４）過去14日以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がないこと。

なお、妊婦、65歳以上の高齢者および糖尿病、心不全、呼吸器疾患（ＣＯＰＤ等）の基礎疾
およびその他免疫力が低下している方には、不要な事業への参加を控えていただくようお知ら
する。

５．事業等の準備および当日の対策

（１）会場の入退出時において、スタッフ等は、参加者が手指消毒用アルコール等により手指の
毒などを行っていることを確認すること。

（２）特定多数および不特定多数が手で触れる場所・物品は必要最小限とするようにし、例えば、
ドアノブへの接触を避けるためにドアを開放するなど対応すること。また、各自の筆記具を
利用するなどの対策を行うこと。

（３）会場内において、手洗いが容易に行えるよう工夫し、参加者およびスタッフ等へのこまめ
手洗いをお願いすること。

６．参加要件および対策に関する周知

事業等の参加者に関する要件や当日の対策を次のように周知すること。

（１）ホームページ、メール、ＳＮＳなどによる事前のお知らせ

（２）当日のリーフレット配布

（３）当日の口頭説明

７．その他

その他、事業や施設の再開にあたっては、政府の関係省庁や関係する外郭団体等がガイドライを作成していることから、それらを参考として各所管部局で独自のガイドラインを作成し、万全感染症対策を講じたうえで、実施すること。

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
□遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
□地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底　□こまめに換気
□身体的距離の確保　□「３密」の回避（密集、密接、密閉）
□ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□通販も利用
□１人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

□多人数での会食は避けて
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□名刺交換はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために◆

活動するときに気をつけていただきたいこと10箇条

①健康チェック

外出前に体温を測り、発熱または風邪の症状があるときは休みましょう

②手洗い

水と石けんで３０秒ほどかけて洗いましょう

③マスク着用

症状がなくても着けましょう

屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）が確保できる場合は、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずしましょう

④密集を避ける

会場の収容人数の半分の人数で集まりましょう

送迎車に乗るときも定員の半分にしましょう

⑤密接を避ける

人との間隔はできるだけ２ｍあけましょう

⑥密閉を避ける

１時間に２回程度、窓やドアを開けて風通しをよくしましょう

送迎車に乗るときも窓を開けましょう

⑦飛沫を避ける

向かい合っての会話や食事は避けましょう

⑧接触を避ける

食事をするとき料理や飲み物は個々に分けましょう

⑨参加者の把握

その日の参加者を記録しましょう

⑩持ち帰らない

帰宅後はすぐに着替え、手や顔を洗いましょう

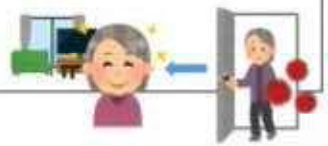

熱中症を予防しましょう

１　早めに、こまめに、水分補給をしましょう

２　涼しい服装で、直射日光を避けましょう

３　暑いときは、がまんせずに適度に冷房をつけましょう

大分県福祉保健部高齢者福祉課　R2.5 作成